

## 仮想通貨の課税関係

税理士 高山 政信

### [事例]

2017年度の主要国内交換業者の仮想通貨売買の取引額が約69兆円ということで、その利用が急速に増加している。また、仮想通貨を投資対象として利益を得たという話（ビットコイン長者）も聞こえてくる。現状において、仮想通貨を税という側面から見ると、どのような状況にあるのか。また、国際税務との接点はどのように考えられるのか。

### [ポイント]

- 1 仮想通貨とは何か
- 2 仮想通貨への投資で利益がある場合、損失が生じた場合
- 3 仮想通貨取引に対する消費税の課税
- 4 仮想通貨取引と国際税務

### [検討]

#### 1 仮想通貨とは何か

仮想通貨は、「資金決済に関する法律（平成21年法律第59号、施行日平成29年4月1日）」（以下「資金決済法」という。）第2条第5項に次のように定義されている。

「この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値

（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」

この規定の特徴は、決済手段として使用することが可能であり、法定通貨と相互に交換可能のこと、電子的に記録され移転できる財産的価値があることである。

また、上記法律以外に資金決済法に関する細目を規定した「仮想通貨交換業者に関する内閣府令案」及び、「事務ガイドライン（仮想通貨交換業者関係）」等がある。

#### 2 仮想通貨への投資で利益がある場合、損失が生じた場合

国税庁は、ビットコインをはじめとする仮想通貨を使用することによる損益の課税について、個人課税課情報 第4号（平成29年12月1日）「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」を公表した。

特に所得区分について、ビットコインをはじめとする仮想通貨を使用することによる損益は、原則として、雑所得に区分されている。ただし、事業所得者が、事業用資産としてビットコインを保有し、決済手段として使用している場合、その使用により生じた損益については、事業に

付随して生じた所得としてその所得区分は事業所得となる。

その他、例えば、その収入によって生計を立てていることが客観的に明らかである等、その仮想通貨取引が事業として行われていると認められる場合にも、その所得区分は事業所得となる。

また、仮想通貨を使用することによる損益が原則として雑所得に区分されることから、損失が生じた場合、損益通算はできないことになる。

### 3 仮想通貨取引に対する消費税の課税

平成29年税制改正により、仮想通貨の譲渡に係る課税関係の見直しが行われた。平成29年度税制改正前では、支払手段その他これに類するものに含まれていなかつたので課税とされていた。なお、この支払手段には、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、為替手形等が含まれていた。資金決済法が改正され、仮想通貨の具体的な定義が明確化されたこと、EUの付加価値税では仮想通貨の譲渡が非課税である等から資金決済法に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税が非課税となった。

これに関連する規定は、以下の消費税法施行令第9条第4項である。

「法別表第一第二号に規定する支払手段に類するものとして、政令で定めるものは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項（定義）に規定する仮想通貨及び国際通貨基金協定第15条に規定する特別引出権とする。」

### 4 仮想通貨取引と国際税務

前出の個人課税課情報第4号には、仮装通貨の売却の際の所得計算等9項目の取扱いについての解説があるが、国際税務に関連する所得源泉ルール等に関するものはない。

2018年1月1日の朝日新聞デジタルでは、国税当局は、「ビットコイン」など仮想通貨の急激な値上がりを受け、数千万から数億円の利益を得た投資家らをリストアップして、取引記録や資産状況をデータベースにまとめて税逃れを

防ぐ考えという報道がある。

例えば、国税庁の「財産債務調書」の記載例には、ストックオプションはあっても仮想通貨に関する記述はない。

財産債務調書の提出義務は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない者で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超えるか、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合、その年の翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっている。

また、国外財産調書の提出義務は、その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者（非永住者を除く）である。

このように、仮想通貨への投資により利益を得た者について、上記の調書制度等により仮想通貨の利益の一部は捕捉される可能性はある。

所得税法では、居住者は、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう、と規定され、居住者に該当しない個人は非居住者となり、課税所得の範囲も国内源泉所得に限定される。

仮想通貨により多額の利益を得た者が、外国に住所を移して日本非居住者となることは想定できることである。この場合、仮想通貨の利益が国内源泉所得であれば、日本で課税関係が生じることになり、移住の効果はないことになる。

問題は2つである。1つ目は、国外移住に際して、「国外転出時課税制度」の適用を受けないかということである。2つ目は、仮想通貨の利益に対する所得源泉ルールである。国外転出時課税制度に係る所得税基本通達60の2関連の規定であるが、仮想通貨を想定した規定と解釈するのは難しいのではなかろうか。また、資金決済法の改正により導入された仮想通貨交換業者に対する登録制を手掛かりに、所得源泉に関する何らかのルールを考えるのか現在のところ不透明な状態である。